



答 申 第 6 9 4 号
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年 6 月 25 日付け
神戸参住第 503 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

阪神大水害デジタルアーカイブの情報収集に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 阪神大水害 80 年実行委員会において、阪神大水害デジタルアーカイブを作成するに
当たり、住民基本台帳システムから抽出した大正 12 年 12 月 31 日以前生まれの方の宛名
ラベルデータを、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所へ提出することは、阪神大
水害当時の状況を知る可能性のある市民から貴重な証言等を効率的に収集することがで
き、災害の経験・記憶を後世に伝承することに寄与するものであり、公益に資すると認
められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か
つ慎重に取り扱わなければならない。

阪神大水害デジタルアーカイブの情報収集に伴う住民基本台帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

大正12年12月31日以前生まれの市民にかかる下記の情報

【住民基本台帳情報】

郵便番号

住所(漢字)

氏名(漢字・カナ・アルファベット・通称名)